

八王子第三十六国立銀行の設立と展開（1878－1897年）

早 川 大 介

The Establishment and Development of the Thirty-sixth National Bank of Hachioji (1878-1897)

Hayakawa, Daisuke

Abstract

The National Banks, or the first modern banking system in Japan were modeled after the American national bank system. One hundred fifty-three of National Banks had been established all over Japan by 1879. Many of them were founded by merchants and former samurai and became the origins of today's local banks and megabanks.

This paper presents the case study of the Thirty-sixth National Bank, which was established by merchants in Hachioji town, Kanagawa prefecture, in 1878. The aim of this paper is to make clear how this bank was established and managed from 1878 to 1897. This study analyzes the balance sheet and distribution of net profit of this bank and clarifies that it was funded mainly with equity capital and the national bank notes and had made a loan to the local industries throughout the entire period.

目次

はじめに

- 1 第三十六国立銀行の設立
- 2 第三十六国立銀行の資金源泉・資金運用
 - (1) 主要勘定の推移

- (2) 資金源泉
 - (3) 資金運用
 - 3 第三十六国立銀行の利益金処分・株主・役員
 - (1) 利益金処分
 - (2) 主要株主・役員
- おわりに

はじめに

本稿の課題は、神奈川県（1893年東京府移管）南多摩郡八王子に存在した第三十六国立銀行の設立から普通銀行転換に至るまでの20年間についてのケーススタディを行うことである。

国立銀行は、明治初期～中期に存在した銀行業の業態である。明治初期の政府による近代的な金融制度の構築の試行錯誤のなかでアメリカに倣って移植されたものであり、1879年までに全国に153行が設立された。発券機能については後に日本銀行に集中され、追って設立された発券機能を持たない私立銀行とともに普通銀行へと合流していった。言わば、今日のメガバンクや地方銀行の源流にあたる¹。

近代日本の金融史において国立銀行が重要な意味を持つことは言うまでもないだろう。国立銀行については、これまでに多くの研究が積み上げられている²。1970年代～80年代には、各地方銀行が100年史を編纂し、そのなかで源流となる国立銀行時代について叙述した³。また、県史や市町村史などの自

¹ 国立銀行および普通銀行の概説に関しては、伊藤修・齊藤直編著『金融業』日本経営史研究所、2019年を参照。

² 初期の代表的な研究成果としては、加藤俊彦・大内力編『国立銀行の研究』勁草書房、1963年が挙げられる。なお1970年代までの研究成果については、加藤俊彦編『日本金融論の史的研究』東京大学出版会、1983年を参照。

³ 国立銀行時代について実際考課状など内部資料を駆使した銀行史としては、第四銀行編『第四銀行百年史』1974年、北越銀行行史編纂室編『創業百年史』1980年などが挙げられ

治体史においても地域の企業勃興や地域金融の観点から国立銀行について論じられている⁴。

このように研究や修史事業を通じて今日までに多くのファクト・ファインディングがなされてきた。近年、国立銀行をはじめ明治初期の金融機関に関する新たな問題提起を含む論考が相次いで出されている⁵。ここで全てについて言及する余裕はないが、本稿との直接の関わりで邊英治の研究を紹介したい。邊は、国立銀行の資金源泉の再検討を行い、資本金・発券総額の総額規制の存在を示し、それゆえ資金需要の増加にともない預金や内部留保（積立金）へと資金源泉がシフトしていったこと、借入金に部分的に依存したことなどを示した。巨大な第十五国立銀行の数値を除いた全国統計の分析と、名古屋の第十一国立銀行の分析もあわせて行っており、国立銀行のケーススタ

る。なお1970年代までの地方銀行の行史に関しては、麻島昭一「地方銀行史の一考察」『経営史学』第15巻第3号、1980年を参照。なお、全国地方銀行協会の後援する地方金融史研究会の機関誌『地方金融史研究』には直近に刊行された地方銀行の行史の書評が掲載されている（全国地方銀行協会 HP 『地方金融史研究』目次：<https://www.chiginkyo.or.jp/local-finance-history-study-group/>）。

⁴ 一例を挙げれば、『福岡県史』通史編近代産業経済（一）、2003年、『愛知県史』通史編6近代1、2017年がある。

⁵ 2015年以降の研究は管見の限り以下の通りである。

小林延人『明治維新期の貨幣経済』東京大学出版会、2015年

鹿野嘉昭「為替会社の意義と機能をめぐって」同志社大学『経済学論叢』67(4)、2016年

鹿野嘉昭「為替会社の破綻処理をめぐって」同志社大学『経済学論叢』69(1)、2017年

鹿野嘉昭「再考：明治4年の銀行論争」『金融経済研究』42、2019年

鹿野嘉昭「なぜ国立銀行の創設は4行にとどまったのか」同志社大学『経済学論叢』71(4)、2020年

鎮目雅人「紙幣統合への道程：明治初年の「銀行論争」再考」WINPEC Working Paper Series No. J1903、2019年

鎮目雅人「日本における近代信用貨幣への移行：国立銀行を中心に」WINPEC Working Paper Series No. J1905、2019年

鷺見誠良「戦前の銀行はオーバーローンだったか：預金銀行・発券銀行・合本銀行」法政大学『経済志林』85(4)、2018年

邊英治「国立銀行の再検討」『エコノミア』66(2)、2015年

邊英治「名古屋第十一国立銀行の経営展開—1877～97年—」『愛知県史研究』21、2017年

ディを行ううえでの見取り図を示した⁶。国立銀行研究の進展には、各地の多様な国立銀行に関するケーススタディをさらに積み上げる必要性が指摘されているが、史料的な制約は極めて大きい。基礎資料となる各国立銀行の貸借対照表・損益計算書ですら十分に揃っていないのが現状である。

以下では、筆者が執筆に関わった『新八王子市史』を活用し、第三十六国立銀行の財務諸表を紹介するとともに、その経営について考察する⁷。ここで、第三十六国立銀行について簡単に説明しておこう。同行は、1878年に神奈川県南多摩郡八王子の生糸商人らにより設立され、その後、1897年に普通銀行に転換して第三十六銀行となった。日露戦後の不況を経て、1917年には経営不振のため安田財閥の傘下に入り系列銀行となり、1942年に日本昼夜銀行に合併され、最終的に1943年に安田銀行に合併された。第三十六国立銀行に関しては、1967年に刊行された『八王子市史』で1880年代の4年分の実際考課状を利用した分析がなされているのにとどまる⁸。以下では、創業関係史料と貸借対照表・利益金処分・役員変遷（出所は別表1，データは別表2～5を参照）をもとに創業から普通銀行転換までの約20年間の経営について素描を試みることにしたい⁹。なお、『新八王子市史』および、本稿

⁶ 前掲「国立銀行の再検討」。

⁷ 八王子市市史編集委員会編『新八王子市史』通史編5近現代（上）、2016年。自治体史（通史編・資料編）やそれに付随した研究紀要などは、一般の学術書や学会誌とは流通ルートが異なる。そのため、毎年の『史学雑誌』「回顧と展望」などで紹介される場合もあるが、自治体史、特に市町村史の成果は、必ずしも十分に研究者にフィードバックされていないと思われる。

⁸ 「明治10年代後半における八王子第三十六国立銀行の性格」（『八王子市史』下巻、1967年、1294-1325頁、青山秀彦執筆）。ここでは、下恩方村松井家文書の第8期（明治14年下期）～第16期（明治18年下期）の実際考課状を用いて分析がなされている。

⁹ 八王子市史編さん室で収集した文書群の中からは、『八王子市史』で使用したものを始め、第三十六国立銀行の実際考課状は一点も確認できなかった。新たに、埼玉県文書館の埼玉銀行関係史料のなかから第38期・第39期の2期分を発見した。本稿執筆にあたり撮影ミス等により一部画像が判読できないことが判明した。新型コロナウイルスの感染拡大のため文書館での再調査が不可能であった。本稿では、貸借対照表・損益計算書の分析にとどめた。

においても実際考課状はほとんど利用できなかったため、預金や貸付金の内訳や構成の変化などには立ち入ることはできていない。それゆえ、八王子の商工業との関係については立ち入った分析ができないことをあらかじめ明記しておきたい。

1 第三十六国立銀行の設立

まず、第三十六国立銀行の設立過程についてみよう。国立銀行設立が加速するのは、1876年の国立銀行条例改正以降である。政府は地租改正に伴う貨幣需要の増加に対応するために兌換制度の確立を放棄して、国立銀行条例の改正を行った。条例改正により国立銀行の設立は容易となり、各地で銀行の設立の機運が高まっていった¹⁰。

当時、八王子の所在する南多摩郡の属していた神奈川県での動向をみよう。開港場の横浜に開業した第二国立銀行に続いて1878年に八王子の第三十六国立銀行が設立された。そして、横浜に第七十四国立銀行（横浜）、1879年に保土ヶ谷の第百三十二国立銀行（保土ヶ谷）が設立され、合計4行となった¹¹。

創業関係史料によれば、八王子での国立銀行設立計画が始まったのは、開業の一年前の1877年4月のことである。八王子は、「桑都」とも呼ばれ、古くから養蚕や生糸・絹織物生産が盛んであった。幕末開港後は、関東各地から横浜へ送り出す生糸の集散地として発展した¹²。国立銀行設立の中心となったのは谷合弥七、田野倉常蔵、畔見保太郎ら八王子の有力な生糸商達であった。

1877年4月9日から13日に谷合、田野倉、畔見の三名は、横浜に出張し

¹⁰ 前掲伊藤修・齊藤直編著『金融業』65-68頁。

¹¹ 神奈川県県民部県史編集室編『神奈川県史』通史編6、1981年、525頁。

¹² 前掲『新八王子市史』第1章参照。

た。詳細は不明であるが銀行設立の準備のため神奈川県庁に赴いたものと思われる。設立に向けた動きが本格化するのは9月末で、10月前半には株主募集を開始した。資本金は3万6000円集まったが、国立銀行条例の最低資本金額の5万円には到達しなかった。10月9日に谷合、田野倉のほか戸長川口寛一、柴田弥市、深野喜八の5名が報告のために県庁に出張した。神奈川県からは士族との合同での国立銀行設立を提案されたが、谷合らは拒否し、商人のみでの創立を主張した。その後、11月から12月にかけて発起人の決定、役員を選出が行われ、頭取谷合弥七、副頭取兼検査役田野倉常蔵、取締役兼出納方畔見保太郎、取締役兼計算方久保兵次郎、取締役兼支配人岡本平兵衛という陣容となった。1878年に入って創立証書、定款を県庁、大蔵省に提出し、2月16日に第三十六国立銀行として営業免許が下付された¹³。創業時の有力株主は、谷合、田野倉、畔見ら八王子の生糸商・織物商・

第1表 第三十六国立銀行創立株主・役員（1878年4月）

氏名	住所	創立時	職業
◎谷合弥七	八王子横山町	180	呉服商・織物仲買・質屋
○田野倉常蔵	八王子大横町	100	生糸商
●岡本平兵衛	埼玉県比企郡下古寺村	100	
●畔見保太郎（弥十郎）	八王子大横町	100	生糸商
●久保兵次郎（兵蔵）	八王子八日町	40	生糸商
嶋村孫一郎	八王子八日町	40	生糸商
山口安兵衛	上柵田村	40	質屋
柴田弥市	八王子横山町	30	質屋
折田佐兵衛	八王子横山町	30	織元
守谷富蔵	八王子横山町	30	
吉田忠右衛門	八王子横山町	30	質屋
総株数		1,000	
総株主数		25	

出所：第三十六国立銀行「資本金増加証書綴」（神奈川県立公文書館所蔵）

注：◎頭取，○副頭取，●取締役。

¹³ 沼謙吉「第三拾六国立銀行の創立」，「第三拾六国立銀行の発足」『多摩のあゆみ』第2号，第3号，1976年で一部翻刻されている。以下，設立・開業に関してはこの論考を参照した。

八王子第三十六国立銀行の設立と展開（1878－1897年）

第2表 多摩の銀行設立

年	南多摩郡	北多摩郡	西多摩郡
1878(明治11)年	2月 第三十六国立銀行 (八王子町)		
1881(明治14)年	5月 八王子銀行 (八王子町)	8月 武蔵野銀行 (中藤新田)	
	12月 旭銀行(八王子町)		
1882(明治15)年	3月 東海貯蓄銀行 (八王子町)		1月 青梅銀行 (青梅町)
	5月 武相銀行(相原村)		
1883(明治16)年	2月 日野銀行(日野宿)		
1884(明治17)年		2月 玉川銀行 (小平村)	
1885(明治18)年	8月 鴻通銀行(八王子町)		
1888(明治21)年	8月 八王子銀行、第七十八国立銀行を買収		
1889(明治22)年			8月 株式質会社 (青梅町)
1893(明治26)年	12月 武蔵野銀行、武蔵銀行に改組 (八王子町)		
1896(明治29)年	8月 町田銀行(町田村)	6月 多摩農業銀行 (大神村)	3月 五日市銀行 (五日市町)
1897(明治30)年	2月 第三十六国立銀行、第三十六銀行に改組		10月 多摩銀行 (青梅町)
1898(明治31)年	3月 八王子貯蓄銀行 (八王子町)		9月 氷川銀行 (氷川村)
	10月 第七十八国立銀行、八王子第七十八銀行に改組		

出所：早川大介「地域が生んだ多摩の銀行」『多摩のあゆみ』第167号，2017年
注：冒頭数値は月。カッコ内は本店所在地（設立時の所在地名）。

質屋が中心であった（第1表）。例外は，取締役兼支配人で埼玉県比企郡下古寺村在住の岡本平兵衛であった。岡本は，支配人を兼任していることから金融実務に何らかの知識・経験があり，国立銀行設立に際して招かれたもの

と思われる¹⁴。

1878年4月23日、第三十六国立銀行は、全国で31番目の国立銀行として八王子横山町に開業した（資本金5万円）。それまでも銀行類似会社は存在していたが、第三十六国立銀行は、多摩で最初の銀行であり、国立銀行設立が打ち切られると、八王子を中心に私立銀行の新設が相次いだ（第2表）¹⁵。節を改めて、第三十六国立銀行の貸借対照表をもとに、同行がどのように資金を調達し、運用したのかを概観することしよう。

2 第三十六国立銀行の資金源泉・資金運用

(1) 主要勘定の推移

まず、第三十六国立銀行の主要勘定（資金源泉＝自己資本・発行紙幣・預金・貸付金、資金運用＝貸付金・公債証券）から大まかに20年間の動きを確認しよう（第1図）。資金源泉のうち銀行券・資本金は、冒頭でも指摘したように総額規制があったため国立銀行の都合で簡単に増やすことはできないので変動は小さく、預金・借入金の変動が大きい。資金運用の中心は、貸付金と公債証券（有価証券）である。資金源泉・資金運用の動きから大まかに時期区分をすれば、以下の通りである。

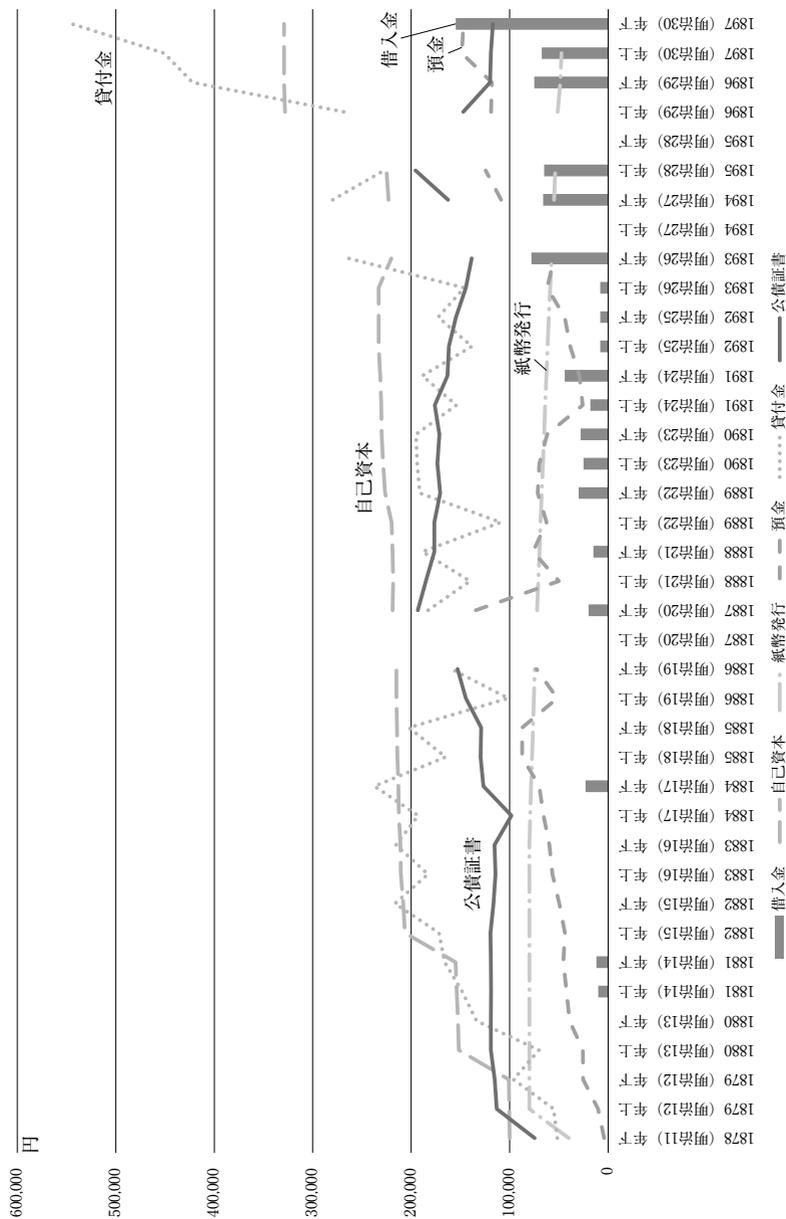
- ①創業から1880年代半ば＝自己資本の充実も行い、預金も堅調に伸び、貸付金も増加していく時期。
- ②1880年代半ばから1890年代前半＝預金は停滞し、貸付金も伸び悩み、公債証券が資金運用の中心となる時期。
- ③1890年代前半以降＝預金も増加し、増資も行い、借入金にも恒常的に依存しながら、旺盛な資金需要に応える時期。

¹⁴ 前掲「第三拾六国立銀行の創立」においても岡本に関する説明はない。

¹⁵ 明治期の多摩の銀行設立に関しては、早川大介「地域が生んだ多摩の銀行—明治期の銀行設立—」『多摩のあゆみ』第167号、2017年を参照。

八王子第三十六国立銀行の設立と展開 (1878-1897年)

第1図 第三十六国立銀行主要勘定



出所：別表2・3より作成。

以下で (2) 資金源泉, (3) 資金運用についてそれぞれみることにしよう。

(2) 資金源泉

第三十六国立銀行はどのように資金を調達していたのだろうか。主要負債・資本勘定から資金源泉の推移をみよう (別表2)。通常, 銀行の主たる資金源泉は, ①資本金を中心とする自己資本, ②預金である。そして, 国立銀行について言えばその最大の特徴である, ③国立銀行券が加わる。

第三十六国立銀行の資金源泉の特徴として以下の点が指摘できる。①開業から4回の増資をしていること (開業時資本金5万円→1897年30万円), ②銀行券の償却はゆっくりとしたペースで進展していること (8万円→1897年末5万円弱), ③預金額は徐々に増加していくものの金額は安定せず, 1890年代半ばに10万円台に落ち着くこと, ④1880年代後半以降, 借入金への依存が強まっていること, 以上の4点である。以下では, 費目ごとに内容をみることにしよう。

まず資本金についてみよう。1887年10月に5万円増資し10万円となり, さらに1880上期, 1882年上期にそれぞれ5万円ずつの増資が行われ, 1882年上期末に20万円となった。そして国立銀行の最晩期の1896年上期に10万円増資し30万円となっている。邊が指摘するように資本金の総額規制の存在により国立銀行の増資は困難ではあったが, ①規制が府県単位であったこと, ②国立銀行の廃業や買収・合併等による移転などもあったことから, その合間を縫って増資したものと思われる。また, 最後の10万円の増資が可能だった背景には, 三多摩の東京府移管により所在地変更により資本金の割当額が増えたことも影響しているものと思われる¹⁶。また, 利益金の

¹⁶ 八王子を含む三多摩 (南多摩郡・西多摩郡・北多摩郡) は1893年に東京府に移管された。前掲「国立銀行の再検討」表1によれば, 資本金割当高は, 神奈川県100万円に対し, 東京府500万円であった。なお, 総量規制と各国立銀行の増資のタイミングは府県別・個別行ごとに別途検討する必要がある。

内部留保による積立金も積み上がっているが、詳細は不明であるが1893年には一部取り崩しも行われている。

続いて銀行券についてみよう。国立銀行券の交付額は資本金の8割なので当初4万円、増資に伴い8万円の銀行券が交付されている。日本銀行の設立と日銀への発券集中を行うために1883年に再び国立銀行条例が改正され、国立銀行券は回収・償却が開始されることになった。償却資金の積立は進んでいることから、銀行券の償却は緩慢なペースで進展したといえる。また、国立銀行券の発券メカニズムによらない「銀行券」として金額は少額ではあるが振出手形も出されている。振出手形は、個別銀行の私信用による銀行券であり、補助的な資金源泉として機能した¹⁷。

預金は、当初ごく少なく、少しずつ増加はみられるものの1890年代までは数万円程度を推移していた。預金の構成をみると定期預金・当座預金はわずかであり、別段預金・その他の預金が大半を占めていた。別段預金は、詳細は不明であるが有志が申しあわせて興業のために積み立てた預金である。またその他の預金のうち、御用約定預金は、神奈川県庁から、約定預金は八王子の生糸市座の非常予備金の積立であった¹⁸。そして1885年からは零細な貯蓄預金の取り扱いを開始している¹⁹。1886年から1890年までは、詳細は不明であるが約4万円の御用別段預金が計上されており預金の大半を占めていた。1891年からは御用預金の取り扱いがなくなり、預金は激減し、1890年代半ばから当座預金・定期預金が増加し、預金額は10万円台を推移するようになった。

また、預金を補う資金源泉として機能したのが借入金である。借入金は1880年代半ばまでもスポットでみられるが、1880年代後半からは恒常的に

¹⁷ 前掲露見「戦前の銀行はオーバーローンだったか」。

¹⁸ 前掲『八王子市史』1300頁。

¹⁹ 国立銀行の貯蓄預金業務については、進藤寛「国立銀行の貯蓄預金業務」『地方金融史研究』第10号、1979年を参照。

借入金が計上されており、6万円から8万円と経営規模からするとかなり巨額の借り入れも行われている。

このように第三十六国立銀行の主たる資金源泉は、自己資本と銀行券であり、御用預金や団体の積立金からなる預金は国立銀行の晩期まで資金源泉の中心にはなり得ず、総額規制下で増資も行いながら、借入金にも依存していた。

(3) 資金運用

続いて貸借対照表の資産勘定から第三十六国立銀行の資金運用についてみよう（別表3）。国立銀行の資金運用は、①貸出金（貸付金・当座貸越・割引手形等）、②公債を中心とする有価証券、③他の銀行への預け金、④他店貸（他行への支払い要求を第三十六国立銀行が立替払いする）である。

貸出金は、1890年代半ばまで概ね自己資本の範囲内で行われており、その後、預金の増加と借入金に依存しながら貸出を増加させている。『八王子市史』で行われた1881年から85年の実際考課状の分析によれば、貸付と当座貸越の特徴は以下の通りである。①貸付・貸越ともに商業者向けが残高の70%を超えており、②抵当品は、貸付金が不動産（地所・建物）、繭・生糸、織物、当座貸越は不動産が中心であった。設立メンバーや株主の動向とあわせると八王子の生糸商や織物商への融資が中心であったと推測される²⁰。1896年末の貸付金に関してもほぼ同様の傾向が確認できる²¹。

有価証券は、銀行券の抵当の役割を果たすので、運用資金に占める割合は一貫して高かった。1881年下期の内訳は、秩禄公債・金禄公債（七分利・六分利）、起業公債であり、1885年上期から中山道鉄道公債が加わった²²。

付記しておきたいのは、他店貸についてである。負債勘定の他店借と比較

²⁰ 前掲『八王子市史』1305頁。

²¹ 第三十六国立銀行『第38回半期実際考課状』。

²² 『八王子市史』1306頁。

八王子第三十六国立銀行の設立と展開（1878－1897年）

すると、第三十六国立銀行については概ね他店貸の金額の方が大きい。銀行の重要な機能の一つに隔地間の送金・決済を行う為替業務がある。八王子の生糸や織物関係の商工業者は、第三十六国立銀行を利用して送金が替や荷為替を取り組んでいた。第三十六国立銀行では開業に先立って横浜・八王子間の生糸取引の関係から横浜の第二国立銀行本店・東京支店との間でコルレス契約を結んだ²³。その後、コルレス網は順次拡張され、1880年代半ばのコルレス取引先は8箇所（内訳は栃木1，群馬2，東京3，神奈川2）となった²⁴。そして、普通銀行転換の直前の1897年上期には33箇所となり、エリア

第3表 第三十六国立銀行コルレス取引先（1896年末）

府県	銀行名	府県	銀行名
東京府	第百国立銀行	群馬県	第二銀行高崎支店
	安田銀行		第二銀行前橋支店
	中井銀行		第二銀行桐生支店
	明治商業銀行		●茂木銀行高崎支店
	第三銀行	茨城県	百四国立銀行
	五田市銀行	福島県	安田銀行福島支店
	町田銀行		安田銀行須賀川支店
	●青梅銀行	静岡県	南山銀行御殿場支店
	第二銀行東京支店	山梨県	若尾銀行
	第百国立銀行旅籠町支店	秋田県	安田銀行秋田支店
神奈川県	●第七十四国立銀行	愛知県	●愛知銀行
	第二銀行	大阪府	第三銀行大阪支店
	藤沢銀行	京都府	●平安銀行
	第三銀行横浜支店		三井銀行京都支店
	第百国立銀行横浜支店	合計	33
埼玉県	●第八十五国立銀行		
	所沢銀行		
	本庄商業銀行		
	秩父銀行		

出所：第三十六国立銀行『第38回半期実際考課状』

注：●は第三十六国立銀行本店と東京支店の取引先。

²³ 前掲沼「第三拾六国立銀行の創立」。

²⁴ 岡田和喜『地方銀行史論』日本経済評論社，2001年，16頁。

も埼玉・山梨・茨城に広がり、東北や名古屋・京都までコルレス網が拡大している（第3表）²⁵。また、取引先として安田銀行・第三銀行・明治商業銀行といった安田系銀行の本支店が確認できる²⁶。冒頭で指摘したように、第三十六国立銀行は、普通銀行転換後、日露戦後不況による経営不振に陥り安田の傘下に入る。国立銀行時代から安田系銀行とコルレス取引があり、その後、資金融通→救済融資→系列化という経路を辿ったものと思われる²⁷。以上が、資金調達・資金運用の動向である。次節では、利益金の動向、株主・役員²⁸の動向をみることにしよう。

3 第三十六国立銀行の利益金処分・株主・役員

(1) 利益金処分

第三十六国立銀行の利益金処分についてみよう（第2図・別表4）。当期利益金は、開業後2年を経た1880年以降は、半期で1万5000円から2万円程度を推移しており、松方デフレ期も一度も赤字決算となっていない。株式配当は、数期不明な時期が存在するが、判明した限りでは一貫して行っており、配当性向（＝割賦金（配当金）／当期利益金×100）は平均して70%と高い水準で推移している。同時期の株式会社は、配当性向の高さが指摘されるが、第三十六国立銀行も同様のことが指摘できる²⁸。ROE（自己資本利益率）（＝当期利益金／自己資本（資本金＋積立金）×100）は、1880年代前半は8～10%と高い水準であったが、その後、低落傾向にあった。配当率もROEに連動して上下しているが、1892年上期は当期利益金を超える配当が

²⁵ 第三十六国立銀行『第38回半期実際考課状』。

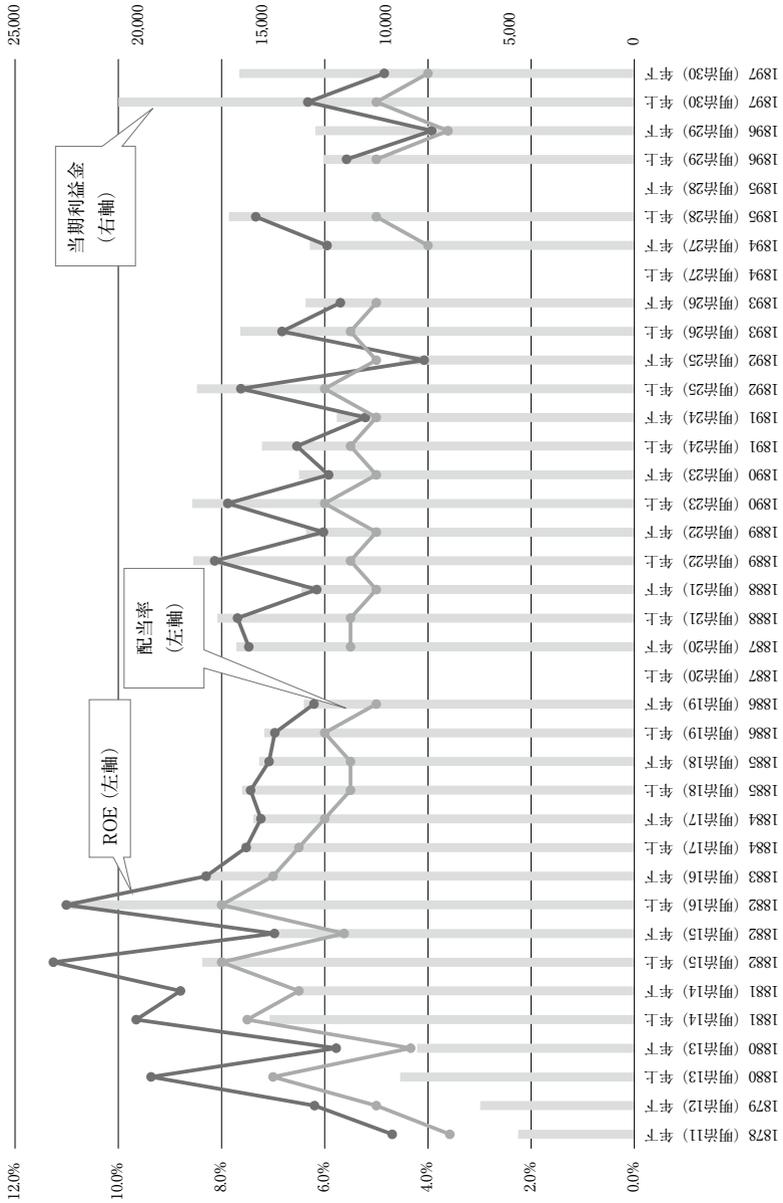
²⁶ 安田の系列銀行については、由井常彦編『安田財閥』日本経済新聞社、1986年を参照。

²⁷ 銀行の系列化については、伊牟田敏充「日本金融構造の再編成と地方銀行」（朝倉孝吉編『両大戦間における金融構造』御茶の水書房、1980年、後に伊牟田敏充『昭和金融恐慌の構造』経済産業調査会、2002年に再録）を参照。

²⁸ 明治期の株式会社については、高村直助『会社の誕生』吉川弘文館、1996年を参照。

八王子第三十六国立銀行の設立と展開 (1878-1897年)

第2図 第三十六銀行当期利益金・ROE・配当率の推移



出所：別表2・4より作成。

行われた。積立金は初期から継続して行っていたが、1892年上期から3期、1896年下期から2期はゼロであったが、その間も株主への配当は維持されており一貫して株主への配当が優先されたことがうかがえる。

(2) 主要株主・役員

続いて主要株主・役員の動きをみよう。創業時の主要株主・役員はすでに述べた通りであるが（前掲第1表）、増資の際の史料から数時点の主要株主と役員の動きについて併せてみることにしたい（第4表・第5表・別表5）。

第三十六国立銀行は、開業から1882年までに3度の増資を行ったが、その間、主要株主の構成に大きな変化はなく、役員にも変化はない。1883年末に取締役兼支配人の岡本が退任し、83年下期からは岡本の後任の支配人となる赤林良折が副支配人として着任した。赤林は、岡本と同様に金融業務に通じているために雇われたものと思われる。なお、岡本は株式の所有はその後も継続し、経緯は不明であるが、1890年に一時的に取締役に復帰している。

初代頭取で筆頭株主であった谷合弥七は、1895年に弥二と改名し家督を譲り、株式も一部譲渡し、田野倉常蔵が筆頭株主となった。この間、岡本の取締役の後任となった吉田忠右衛門、守谷富蔵、西川治兵衛が持株数を増やしている。1887年10月には創業以来頭取をつとめた谷合が亡くなり、1888年に副頭取の田野倉常蔵が頭取に、吉田忠右衛門が副頭取に就任した。その後、経緯は不明であるが、常蔵に代わって父の田野倉淳蔵が頭取に就任し、新たに柴田弥市、田野清助が取締役となった。なお、田野倉常蔵は、1896年に田野清助が亡くなると取締役に戻った。

このように第三十六国立銀行の役員は、銀行の実務を担う支配人兼任取締役を除き、開業から一貫して八王子の有力商人がつとめた。1896年上期に10万円増資した際の株主構成をみると、最上位の田野倉、吉田の位置は変わらないが、コルレス取引先でもあった横浜の茂木銀行の茂木保平、飯能の

八王子第三十六国立銀行の設立と展開 (1878-1897年)

第4表 八王子第三十六国立銀行主要株主

氏名	住所	職業	所有地価	1878年10月		1880年7月		1882年6月		1885年12月	
				①230	②130	①355	②210	①461	②280	②269	①360
谷合弥七	八王子横山町	呉服商・織物仲買	9987円	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
田野倉常蔵	八王子大横町	生糸商		○	○	○	○	○	○	○	○
岡本平兵衛	埼玉県比企郡下古寺村			●	●	●	●	●	●	●	●
畔見保太郎(弥十郎)	八王子大横町	生糸商	435円	●	●	●	●	●	●	●	●
久保兵次郎(兵蔵)	八王子八日町	生糸商		●	●	●	●	●	●	●	●
嶋村孫一郎	八王子八日町	生糸商		⑤60	⑤90	⑤90	⑤90	80	—	—	—
山口安兵衛	上糶田村	質屋	6385円	⑤60	⑤60	⑤90	⑤90	120	100	100	100
柴田弥市	八王子横山町	質屋	2744円	40	40	69	69	80	101	101	101
折田佐兵衛	八王子横山町	織元		40	40	71	71	81	—	—	—
守谷富蔵	八王子横山町	荒物商	443円	40	40	79	79	107	⑤140	⑤140	⑤140
吉田忠右衛門	八王子横山町	質屋	1053円	40	40	60	60	82	④150	④150	●
富田造酒之助	八王子大横町	生糸商		30	30	45	45	117	—	—	—
師岡忠助	八王子八幡町	金物		40	40	75	75	86	—	—	—
海老野新助(真吾)	八王子横山町	織物仲買	1378円	30	30	75	75	100	75	75	75
西川治兵衛	八王子八幡町	織物仲買・質屋	1518円	—	—	87	87	⑤134	⑤134	⑤134	132
総株数				2000	94	3000	78	4000	4000	4000	4000
総株主数				94		78		84		106	

出所：第三十六国立銀行『資本金増加証書綴』（神奈川県立公文書館）

注：職業は『八王子明覧』等、地価は1886年時点。左列は持株数（○内の数字は順位）、右列の◎頭取、○副頭取、●取締役。

第5表 第三十六国立銀行主要株主（1896年6月）

氏名	住所	持株数
田野倉淳蔵	八王子町	495
吉田忠右衛門	八王子町	465
茂木保平（茂木銀行）	横浜市	300
久保兵次郎（兵蔵）	八王子町	278
平沼寅吉（伊兵衛）	埼玉県飯能町	255
西川治兵衛	八王子町	198
島田富十郎	西多摩郡西多摩村	185
柴田弥市	八王子町	183
田野倉常蔵	八王子町	163
山口安兵衛	上柵田村	150
岡本平兵衛	埼玉県比企郡下古寺村	150
総株数		6,000
総株主数		99

出所：第三十六国立銀行『資本金増加証書綴』（神奈川県立文書館）

平沼伊兵衛、西多摩村の島田富十郎などが名を連ねており、八王子以外の株主が目立っている。

おわりに

以上、貸借対照表と利益金処分の動向から、第三十六国立銀行の20年間の経営について概観した。本稿で確認したように、第三十六国立銀行は、設立から普通銀行転換まで一貫して八王子の生糸商・織物商を中心に、株主への配当を維持しながら経営がなされた。1890年代前半までは、総額規制のなかで増資も複数回実施し、自己資本を充実させながら、概ねその範囲で貸出を行い、晩期には預金や借入金によりながら資金需要に応じていった。1897年2月、第三十六国立銀行は、営業満期国立銀行処分法により「第三十六銀行」と改称し、普通銀行として再出発することとなった。その後、日

露戦後の不況を経て、経営不振により安田の傘下となるが、1942年まで八王子に本拠を置く金融機関として活動する。

なお、本稿では、競合関係にあったと思われる八王子銀行・第七十八国立銀行（八王子銀行の関係者が大分の第七十八国立銀行を買収し八王子に移転）については全く触れることができなかった。普通銀行転換後の第三十六銀行の分析とあわせて別稿で論じたい。

【謝辞】

本稿の基礎となった『新八王子市史』通史編5 近現代（上）の金融関係のパートは、梅田定宏先生（多摩大学附属聖ヶ丘中学高等学校教諭）、新井勝紘先生（元専修大学文学部教授）に執筆の機会をいただきました。また、史料収集に関しては、八王子市史編さん室のスタッフの皆さまにお世話になりました。また国立銀行の分析手法などに関しては邊英治先生（横浜国立大学教授）にご教示いただきました。末筆ながら感謝いたします。

別表1 第三十六国立銀行貸借対照表・損益計算書 出典一覧

期	年	出所
2	1878 (明治11) 年下	『東京日日新聞』明治12年2月17日 (東京別刷)
3	1879 (明治12) 年上	『東京日日新聞』明治12年8月11日 (東京別刷)
4	1879 (明治12) 年下	『東京日日新聞』明治13年3月3日
5	1880 (明治13) 年上	『東京日日新聞』明治13年8月28日 (東京別刷)
6	1880 (明治13) 年下	『東京日日新聞』明治14年2月12日
7	1881 (明治14) 年上	『東京日日新聞』明治14年8月22日
8	1881 (明治14) 年下	『東京日日新聞』明治15年2月1日
9	1882 (明治15) 年上	『東京横浜毎日新聞』明治15年7月27日
10	1882 (明治15) 年下	『東京横浜毎日新聞』明治16年2月9日
11	1883 (明治16) 年上	『東京横浜毎日新聞』明治16年8月2日
12	1883 (明治16) 年下	『東京横浜毎日新聞』明治17年2月13日
13	1884 (明治17) 年上	『東京横浜毎日新聞』明治17年8月5日
14	1884 (明治17) 年下	『東京横浜毎日新聞』明治18年2月3日
15	1885 (明治18) 年上	『東京横浜毎日新聞』明治18年8月8日
16	1885 (明治18) 年下	『東京横浜毎日新聞』明治19年2月10日
17	1886 (明治19) 年上	『東京日日新聞』明治19年8月17日
18	1886 (明治19) 年下	『東京日日新聞』明治20年1月29日
20	1887 (明治20) 年下	『東京日日新聞』明治21年2月4日
21	1888 (明治21) 年上	『東京日日新聞』明治21年8月4日
22	1888 (明治21) 年下	『東京日日新聞』明治22年2月7日
23	1889 (明治22) 年上	『東京日日新聞』明治22年8月6日
24	1889 (明治22) 年下	『東京日日新聞』明治23年2月7日
25	1890 (明治23) 年上	『東京日日新聞』明治23年7月31日
26	1890 (明治23) 年下	『毎日新聞』明治24年1月27日
27	1891 (明治24) 年上	『毎日新聞』明治24年7月28日
28	1891 (明治24) 年下	『毎日新聞』明治25年1月28日
29	1892 (明治25) 年上	『東京日日新聞』明治25年7月28日
30	1892 (明治25) 年下	『東京日日新聞』明治26年1月25日
31	1893 (明治26) 年上	『東京日日新聞』明治26年7月27日
32	1893 (明治26) 年下	『東京日日新聞』明治27年1月27日
34	1894 (明治27) 年下	『東京日日新聞』明治28年1月30日
35	1895 (明治28) 年上	『東京日日新聞』明治28年7月27日
37	1896 (明治29) 年上	『東京日日新聞』明治29年7月29日
38	1896 (明治29) 年下	『第38回半期実際考課状』(埼玉県立文書館)
39	1897 (明治30) 年上	『第39回半期実際考課状』(埼玉県立文書館)
40	1897 (明治30) 年下	東京興信所『銀行会社要録 (第二版)』

注：1・19・33・36期は不明。

別表3 第三十六国立銀行主要資産勘定

単位：円

期	年	貸出		当座貸越	期限満貸付金	割引手形	荷為替手形	公債証書	他店貸	預け金	紙幣消却元預け金	紙幣消却預け金	地金銀	金銀有高	資産計
		貸付金	小計												
2	1878(明治11)年下	51,720	15,200	—	—	8,930	—	74,625	650	—	—	—	10	19,875	149,372
3	1879(明治12)年上	55,378	27,198	20,460	—	7,720	—	113,082	6,682	—	—	—	562	26,228	211,413
4	1879(明治12)年下	96,180	83,260	—	—	12,920	—	115,186	100	—	—	—	709	26,929	241,935
5	1880(明治13)年上	70,369	31,869	29,770	—	8,730	—	119,079	9,031	—	—	—	1,812	52,418	267,244
6	1880(明治13)年下	133,753	73,968	49,680	1,600	10,105	—	119,079	283	—	—	—	101	23,663	290,667
7	1881(明治14)年上	148,212	94,327	47,300	2,160	14,212	—	118,865	4,487	—	—	—	650	24,696	301,571
8	1881(明治14)年下	166,087	93,882	51,920	4,880	15,405	—	119,065	1	—	—	—	849	23,766	314,668
9	1882(明治15)年上	171,720	106,800	55,870	—	9,050	—	119,504	5,575	—	—	—	1,318	45,403	346,246
10	1882(明治15)年下	216,481	120,663	73,660	750	11,641	—	116,503	2,735	—	—	—	146	24,081	361,299
11	1883(明治16)年上	183,107	93,648	76,720	—	12,739	—	114,438	5,130	20,000	—	—	146	33,669	367,327
12	1883(明治16)年下	215,379	125,589	64,030	10,600	15,160	—	115,513	8,567	21,000	10,000	—	731	15,124	377,696
13	1884(明治17)年上	192,797	116,997	62,830	—	12,970	—	98,137	8,514	21,000	22,017	—	1,058	17,050	378,416
14	1884(明治17)年下	237,375	148,913	70,955	5,256	12,251	—	126,732	14,754	15,000	—	—	—	6,004	412,563
15	1885(明治18)年上	165,119	111,240	41,799	3,910	8,170	—	129,659	20,466	25,000	24,036	960	212	36,320	403,171
16	1885(明治18)年下	202,246	140,745	49,310	2,588	9,593	—	128,887	8,463	25,000	25,042	997	524	14,404	406,943
17	1886(明治19)年上	101,405	61,512	34,785	—	5,108	—	144,543	14,210	—	—	0	5	77,963	385,223
18	1886(明治19)年下	158,999	121,943	32,310	—	4,746	—	152,969	374	15,000	27,132	1,087	374	30,108	396,386
20	1887(明治20)年上	182,793	114,374	61,645	—	6,774	—	183,283	18,279	—	—	—	—	15,389	442,919
21	1888(明治21)年上	140,444	70,397	60,855	—	9,192	—	185,201	12,035	—	—	—	—	10,217	382,022
22	1888(明治21)年下	188,599	99,514	74,730	—	14,355	—	176,482	17,790	—	—	—	—	—	428,304
23	1889(明治22)年上	169,017	45,031	50,135	—	13,851	—	176,508	57,419	—	—	—	—	20,593	399,735
24	1889(明治22)年下	191,231	105,465	58,940	—	26,836	—	170,506	28,150	—	—	—	—	19,471	446,646
25	1890(明治23)年上	193,996	110,284	62,527	2,365	21,185	—	173,325	8,186	—	—	—	—	22,204	438,522
26	1890(明治23)年下	195,153	109,260	72,695	—	13,198	—	171,291	9,016	—	—	—	—	36,685	436,784
27	1891(明治24)年上	154,066	96,170	44,404	—	13,482	—	176,054	10,630	—	—	—	—	22,088	391,795
28	1891(明治24)年下	188,807	138,080	37,760	—	12,967	—	163,127	14,521	—	—	—	—	18,871	426,203
29	1892(明治25)年上	138,402	93,681	30,982	—	13,739	—	161,789	18,808	4,500	—	—	—	32,769	397,925
30	1892(明治25)年下	172,526	140,426	—	—	32,065	35	154,595	22,023	—	—	—	—	42,374	407,716
31	1893(明治26)年上	146,214	115,331	—	—	27,593	3,290	144,482	7,691	40,000	—	—	—	15,500	427,257
32	1893(明治26)年下	263,350	204,348	—	—	58,442	560	198,635	2,344	—	—	—	—	43,811	478,433
34	1894(明治27)年上	279,786	211,994	—	—	62,345	5,447	162,490	13,193	—	—	—	—	39,355	549,429
35	1895(明治28)年上	227,614	190,163	—	—	37,391	60	195,655	15,507	—	—	—	—	41,161	542,565
37	1896(明治29)年上	268,487	205,406	—	—	62,831	250	147,148	56,818	—	—	—	—	49,286	582,443
38	1896(明治29)年下	422,020	198,082	93,882	—	129,976	80	119,960	15,935	—	—	—	—	52,205	673,110
39	1897(明治30)年上	450,766	192,175	83,808	—	173,793	990	119,108	13,610	—	—	—	—	52,006	526,000
40	1897(明治30)年下	544,593	343,067	—	—	197,820	3,706	117,067	—	—	—	—	—	61,814	699,304
															...

出所：別表1より作成。

八王子第三十六国立銀行の設立と展開 (1878-1897年)

別表4 第三十六国立銀行 利益金処分

単位：円

期	年	利益金 (a)	当期 利益金	前期 繰越金	繰越滞 貸準備	諸費用 (b)	銀行税	役員 費与	滞留 準備	所有物 償却	その他 償却	紙幣消 却充實 積立金	純益金 (a-b)		剰賦金	積立金	別段 積立金	後半期 繰込高	ROE	配当 性向	配当率
													繰越金	剰賦金							
2	1878(明治11)年上	4,693	4,693	-	-	690	-	460	-	230	-	-	4,003	3,575	400	-	28	4.7%	76.2%	3.0%	
3	1879(明治12)年上	6,249	6,221	28	-	660	-	400	-	60	200	-	5,589	5,000	560	-	29	6.2%	80.4%	5.0%	
4	1879(明治12)年下	9,483	9,454	29	-	1,550	-	950	-	200	400	-	7,933	7,000	800	-	133	9.4%	74.0%	7.0%	
5	1880(明治13)年上	8,903	8,769	133	-	1,630	-	850	-	200	-	-	7,273	6,500	730	-	43	5.8%	74.1%	4.3%	
6	1880(明治13)年下	14,766	14,723	43	-	2,060	-	1,300	-	200	300	-	12,686	11,250	1,300	-	136	9.7%	76.4%	7.5%	
7	1881(明治14)年上	13,660	13,523	136	-	2,180	-	1,300	-	300	300	-	11,480	9,750	1,210	-	520	8.8%	72.1%	6.5%	
8	1881(明治14)年下	17,969	17,448	520	-	2,969	-	1,600	-	573	516	-	14,998	12,000	1,500	-	1,498	11.3%	68.8%	8.0%	
9	1882(明治15)年上	15,897	14,389	1,498	-	2,280	-	1,500	-	500	-	-	13,618	11,250	1,500	-	868	7.8%	78.1%	5.0%	
10	1882(明治15)年下	23,762	22,894	868	-	2,830	-	1,800	-	750	-	-	20,932	16,000	2,100	500	2,332	11.0%	69.9%	8.0%	
11	1883(明治16)年上	19,905	17,473	2,332	-	2,880	-	1,600	-	-	-	-	19,326	14,000	1,000	-	1,926	8.3%	80.1%	7.0%	
12	1883(明治16)年下	17,762	15,866	1,926	-	3,130	-	850	-	-	-	-	14,632	13,000	1,000	-	632	7.5%	81.9%	6.5%	
13	1884(明治17)年上	17,014	15,382	632	-	3,780	-	500	-	-	-	-	13,235	12,000	900	-	335	7.2%	78.0%	6.0%	
14	1884(明治17)年下	18,171	15,836	335	-	6,149	-	1,000	-	-	-	-	12,022	11,000	500	-	522	7.4%	69.5%	5.5%	
15	1885(明治18)年上	16,166	15,144	522	-	3,280	-	1,000	-	3,369	-	-	12,886	11,000	500	-	1,388	7.1%	72.6%	5.5%	
16	1885(明治18)年下	17,327	14,941	1,386	-	3,480	-	1,000	-	-	-	-	13,847	12,000	500	-	1,347	7.0%	80.3%	6.0%	
17	1886(明治19)年上	15,892	13,344	1,347	-	3,780	-	1,000	-	-	-	-	12,112	10,000	500	500	1,112	6.2%	74.9%	5.0%	
18	1886(明治19)年下	18,679	16,066	1,112	-	4,612	-	1,200	-	132	-	-	14,067	11,000	1,000	-	2,067	7.5%	68.5%	5.5%	
20	1887(明治20)年上	19,674	16,839	835	-	4,580	-	1,300	-	-	-	-	15,094	11,000	1,000	1,000	2,094	7.7%	65.3%	5.5%	
21	1888(明治21)年上	17,530	13,436	2,094	-	4,527	-	1,700	-	-	347	-	13,003	10,000	1,000	1,000	1,003	6.2%	74.4%	5.0%	
22	1888(明治21)年下	20,515	17,812	1,003	-	4,964	-	2,000	-	284	-	-	15,551	11,000	1,000	1,500	2,051	8.1%	61.8%	5.0%	
23	1889(明治22)年上	17,304	13,253	2,051	-	4,780	-	1,300	-	200	-	-	12,524	10,000	1,000	-	1,524	6.0%	75.5%	5.0%	
24	1889(明治22)年下	21,375	17,850	1,524	-	5,080	-	1,600	-	200	-	-	16,295	12,000	1,000	1,000	2,295	7.9%	67.2%	6.0%	
25	1890(明治23)年上	17,832	13,537	2,295	-	4,780	-	1,300	-	-	200	-	13,052	10,000	1,000	500	1,552	5.9%	73.9%	5.0%	
26	1890(明治23)年下	18,589	15,036	1,552	-	4,580	-	1,300	-	-	-	-	14,009	11,000	500	-	2,509	6.5%	73.2%	5.5%	
27	1891(明治24)年上	16,524	12,015	2,509	-	4,480	-	1,200	-	-	-	-	12,020	10,000	1,000	-	1,044	5.2%	83.2%	5.0%	
28	1891(明治24)年下	20,700	17,655	1,044	-	4,680	-	1,400	-	-	-	-	16,020	12,000	1,500	-	2,520	7.6%	68.0%	6.0%	
29	1892(明治25)年上	14,004	9,484	3,220	-	3,680	-	2,000	-	-	-	-	13,601	10,000	-	-	324	4.1%	105.4%	5.0%	
30	1892(明治25)年下	18,231	15,906	324	-	4,630	-	1,350	-	-	-	-	13,601	10,000	-	-	2,601	6.8%	69.2%	5.5%	
31	1893(明治26)年上	17,875	13,274	2,601	-	6,798	-	1,200	-	95	-	-	11,077	10,000	-	-	1,077	5.7%	75.3%	5.0%	
32	1893(明治26)年下	14,881	13,104	1,077	-	3,155	-	280	-	195	-	-	11,726	8,000	2,021	-	1,705	6.0%	61.1%	4.0%	
34	1894(明治27)年上	17,343	16,365	278	-	700	-	1,275	-	-	-	-	13,788	10,000	2,000	1,000	1,788	7.3%	61.1%	5.0%	
35	1895(明治28)年上	15,344	12,556	1,788	-	3,880	-	1,000	-	1,600	-	-	11,464	10,000	1,000	-	464	5.6%	79.6%	5.0%	
37	1896(明治29)年上	14,502	12,880	1,622	-	2,230	-	280	-	-	-	-	12,273	10,834	1,000	-	439	3.9%	84.1%	3.8%	
38	1896(明治29)年下	21,264	20,825	439	-	3,748	-	1,600	-	-	868	-	17,516	15,000	-	-	2,516	6.3%	72.0%	5.0%	
39	1897(明治30)年上	18,464	15,947	2,516	-	4,880	-	1,400	-	1,200	1,000	-	13,584	12,000	-	-	1,584	4.8%	75.2%	4.0%	

出所：別表1より作成。

別表5 第三十六国立銀行役員変遷

単位：円

期	年	谷合弥七 (弥二)	谷合弥七	田野倉常藏	田野藏淳藏	吉田忠右衛門	畔見保太郎 (弥十郎)	久保兵次郎 (兵藏)	岡本平兵衛	赤林良折	天野清助	柴田弥市
2	1878(明治11)年下	頭取		副頭取					取締役※			
3	1879(明治12)年上	頭取		副頭取					取締役※			
4	1879(明治12)年下	頭取		副頭取					取締役※			
5	1880(明治13)年上	頭取		副頭取					取締役※			
6	1880(明治13)年下	頭取		副頭取					取締役※			
7	1881(明治14)年上	頭取		副頭取					取締役※			
8	1881(明治14)年下	頭取		副頭取					取締役※			
9	1882(明治15)年上	頭取		副頭取					取締役※			
10	1882(明治15)年下	頭取		副頭取					取締役※			
11	1883(明治16)年上	頭取		副頭取					取締役※			
12	1883(明治16)年下	頭取		副頭取					取締役※			
13	1884(明治17)年上	頭取		副頭取					取締役	副支配人		
14	1884(明治17)年下	頭取		副頭取					取締役	副支配人		
15	1885(明治18)年上	頭取		副頭取					取締役	支配人		
16	1885(明治18)年下	頭取		副頭取					取締役	支配人		
17	1886(明治19)年上	頭取		副頭取					取締役	支配人		
18	1886(明治19)年下	頭取		副頭取					取締役	支配人		
20	1887(明治20)年下			頭取					取締役	支配人		
21	1888(明治21)年上								取締役	支配人		
22	1888(明治21)年下								取締役	支配人		
23	1889(明治22)年上	取締役							取締役	支配人		
24	1889(明治22)年下	取締役							取締役	支配人		
25	1890(明治23)年上	取締役							取締役	支配人		
26	1890(明治23)年下								取締役	支配人		
27	1891(明治24)年上								取締役	支配人		
28	1891(明治24)年下								取締役	支配人		
29	1892(明治25)年上								取締役	支配人		
30	1892(明治25)年下								取締役	支配人		
31	1893(明治26)年上								取締役	支配人		
32	1893(明治26)年下								取締役	支配人		
34	1894(明治27)年下								取締役	支配人		
35	1895(明治28)年上								取締役	支配人		
37	1896(明治29)年上								取締役	支配人		
38	1896(明治29)年下								取締役	支配人		
39	1897(明治30)年上			取締役					取締役	支配人		
39	1897(明治30)年下			取締役					取締役	支配人		

出所：別表1より作成。
注：※は支配人兼任。